

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例
○福島県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

条 例

福島県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第四十二号

福島県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

福島県中小企業振興基本条例（平成十八年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

題名中「中小企業」の下に「小規模企業」を加える。

前文中「中小企業は」を「中小企業・小規模企業は」に改め、「中小企業者」の下に「小規模企業者」を、「ことから、」の下に「県、市町村、中小企業・小規模企業団体、金融機関及び県民は」を加え、「中小企業の」を「中小企業・小規模企業の」に改め、「必要である。」の下に「特に、経営資源の確保がより困難である小規模企業者については、多様な主体との連携及び協働を推進し、事業の持続的かつ多様な発展が図られるよう支援していくことが必要である。」を加え、「中小企業を」を「中小企業・小規模企業を」に、「中小企業が」を「中小企業・小規模企業が」に改める。

第一条中「中小企業」の下に「小規模企業」を加える。

第二条第一項中「事業所」の下に「（以下「事務所等」という。）」を加え、同条第二項中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「小規模企業者」とは、基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この条例において「金融機関」とは、銀行、信用金庫その他の金融機関であって、県内に事務所を有するものをいう。

第三条第一項中「中小企業の」を「中小企業・小規模企業の」に改め、「中小企業者」の下に「小規模企業者」を加え、同条第三項中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 中小企業・小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源の確保が困難であることを考慮するなど、その経営の規模及び形態に十分に配慮して推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、県、市町村、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業団体、金融機関、県民及びその他関係する団体が参加し、連携し、及び協力することにより、推進されなければならない。

第三条第二項中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行われなければならない。

第四条第一項中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同条第二項中「中小企業団体」を「中小企業・小規模企業団体、金融機関」に、「中小企業の」を「中小企業・小規模企業の」に改め、同条第三項中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同条に次の一項を加える。

4 県は、国、市町村及び大学等との連携により、中小企業・小規模企業を支える人材の育成に努めるものとする。

第五条中「中小企業」の下に「小規模企業」を加える。

第六条の見出し中「中小企業者」の下に「小規模企業者」を加え、同条第一項中「中小企業者」の下に「小規模企業者」を加え、「成長」を「持続的」に改め、「図るため」の下に「地域の多様な主体との連携及び協働を通して」を、「向上に」の下に「努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興及び個性豊かな地域社会の形成に貢献するよう」を加え、同条第二項中「中小企業者」の下に「小規模企業者」を、「労働者」の下に「健康で」を加え、同条第三項中「中小企業団体」を「中小企業・小規模企業団体及び金融機関」に、「中小企業の」を「中小企業・小規模企業の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 中小企業者・小規模企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業・小規模企業団体への積極的な加入に努めなければならない。

第七条中「中小企業」の下に「小規模企業」を加える。

第八条第一項各号列記以外の部分中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同条第二号中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同条第三号中「中小企業の」を「中小企業・小規模企業の」に改め、同条第九号

中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）」に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備を促進すること。

第八条第一項第七号中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、「及び」を「を」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「中小企業」を「中小企業・小規模企業の」に、「及び中小企業者」を「中小企業者・小規模企業者」に改め、「創出」の下に「及び円滑な事業の承継」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合に、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めること。

第八条第一項に次の一号を加える。

十二 本県を取り巻く市場及び産業の動向に応じた成長産業の振興を複合的に強化し、

中小企業・小規模企業の参入に向けた支援を図ること。

第八条第二項各号列記以外の部分中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同項第二号中「風評払拭」の下に「及び東日本大震災の記憶の風化防止」を加え、同項第三号中「中小企業」の下に「小規模企業」を加える。

第九条第一項中「中小企業」の下に「小規模企業」を加え、同条第二項中「中小企業」の下に「小規模企業」を、「定める」の下に「ものとし、必要に応じ見直す」を加え、同条第三項中「策定する」を「策定し、又は見直しする」に改める。

第十条及び第十一条中「中小企業」の下に「小規模企業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(政務調査課)